

第5章 廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の方針

1. 廃棄物の不適正処理の現状

廃棄物の不適正処理についての通報件数やパトロールによる発見件数は、表15、16のとおりです。なお、廃棄物の不適正処理に関する通報等受理件数は、毎年3,000件以上で推移しています。

産業廃棄物の不適正処理の新規判明事案の件数は減少してきていますが、依然として小規模な不適正処理事案が後を絶たない状況です。また、平成28年1月には隣県の産業廃棄物処理業者による廃棄食品の不正転売事案が判明し、大きな問題となりました。

表15 岐阜県における不適正処理通報受理件数とパトロールによる発見件数

(単位：件)

項目	年度	H19	H20	H21	H22	
不適正処理通報等受理件数		3,461 (801)	3,438 (614)	3,971 (755)	3,236 (423)	
	うちパトロールによる発見件数	757 (49)	779 (49)	1,053 (80)	706 (44)	
			H23	H24	H25	H26
			3,471 (368)	3,539 (361)	3,215 (355)	3,450 (319)
			567 (44)	718 (20)	564 (20)	1,025 (30)

注) () は産業廃棄物の事案を内数で示す。

市町村における通報受理件数及びパトロールでの発見件数を含む。

(出典：廃棄物対策課調査)

表16 岐阜県警における廃棄物関係苦情処理件数と検挙件数

(単位：件)

項目	年	H19	H20	H21	H22	
廃棄物関係苦情処理件数		518	515	523	579	
検挙件数		103 (24)	98 (14)	85 (10)	82 (15)	
			H23	H24	H25	H26
			560	451	480	647
			71 (9)	79 (8)	71 (7)	71 (3)

注) () は産業廃棄物の事案を内数で示す。

(出典：県警生活環境課調査)

2. 不適正処理の防止体制

廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、行政監視が手薄となる夜間、休日及び早朝等の時間帯に敢行されたり、運搬中の廃棄物や投棄した廃棄物を土砂等で覆い隠したり、有価物と称して廃棄物処理法の適用を逃れようとする等、その手段が悪質、巧妙化しています。平成28年1月に発覚した廃棄食品転売事案においても、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の虚偽記載によってその実態を隠蔽し、排出事業者や行政による監視を逃れていたことが明らかとなりました。

また、高速道路等の交通網の発達、整備等に伴い、多量の廃棄物が広域に移送、運搬されています。

本県では、こうした廃棄物の不適正処理事案の未然防止や環境汚染の拡大防止を図るための基本方針として「早期発見、早期措置」を掲げ、組織の強化、監視活動の強化を図るとともに通報体制の整備や積極的な情報公開を行っています。

不適正処理対策の推進に当たっては、迅速かつ厳正に対応できるよう、関係機関、地域住民等の連携を密にしながら諸対策を展開していくことが必要です。

そのため、産業廃棄物の重大な不適正事案が発生した場合、県庁内に「岐阜県産業廃棄物対策会議」を組織しその対応を図るほか、「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」に基づき、不適正事案に対して地域ごとに県、市町村、警察等の関係機関が連携を図って対処するための「廃棄物不適正処理対策連絡会議」を設置し対応することとしています。

また、産業廃棄物不適正処理事案等について、地元に着した素早い対応を図るための「市町村職員への立入権の付与」や岐阜地域環境室及び各県事務所に警察官のOBを「廃棄物監視指導専門職」として配置するなど、その組織強化を図っています。

廃棄物不適正処理事案の「早期発見・早期措置」のための対策として、防災航空隊へリを活用しての空陸一体となった「スカイ&ランドパトロール」や、隣接県など6県3市との合同もしくは県単独による廃棄物運搬車両に対する「路上検査」の実施、「夜間・休日における民間警備会社への委託による監視パトロール」、また、可搬式監視カメラの配備等による監視活動の強化を図っています。

通報体制の整備では、昼夜を問わず広く県民から情報を提供していただくために「廃棄物インターネット110番」を設置するとともに、郵便局員や森林組合員、中日本高速道路株式会社をはじめとする「各種団体との通報協力体制の整備」や、地域住民の自主的な「岐阜県ふるさと環境保全委員会」の活動による不適正処理監視の強化を図っています。

一方で、県民に対する説明責任や違反行為の発生抑止、拡大抑止を目的に、産業廃棄物の不適正処理事案の事実や行政対応の状況を、県ホームページで公表しています。

さらに、フェロシルトの不法投棄事案を教訓として、不適正な埋立て等による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止するため、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を平成19年度から施行し、廃棄物の不適正処理対策上の一翼を担っています。

なお、「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」に基づく体制は図13のとおりです。

図13 岐阜県産業廃棄物不適正処理対策要綱に基づく体制図

